

「長泉町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置の状況

業者名称	入札参加停止期間	開始年月日	終了年月日	要綱の該当事由	入札参加停止の理由
<p>西日本電信電話株式会社 委任先: 静岡支店 法人番号: 7120001077523</p>	<p>2箇月</p>	<p>令和4年10月26日</p>	<p>令和4年12月25日</p>	<p>【第2条別表第2】 (独占禁止法違反) 4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、町工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>【期間】 当該認定をした日から4箇月以上24箇月以内</p> <p>※違反内容を自主申告し、課徴金減免制度の適用を受けていることを考慮し、第4条第3項を適用し、最短期間4箇月を2分の1まで短縮し、入札参加停止期間を2箇月とする。</p>	<p>広島県教育委員会又は広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、令和4年10月6日に公正取引委員会から独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。</p>